

介護予防・日常生活支援総合事業費 単位数サービスコード表（案） （令和 6 年 6 月施行版） 由布市

- 1 A 2 介護予防訪問介護相当サービス
- 2 A 3 介護予防訪問介護相当サービス（3割負担用）
- 3 A 3 介護予防訪問介護相当サービス（4割負担用）
- 4 A 3 訪問型サービス A
- 5 A 6 介護予防通所介護相当サービス
- 2 A 7 介護予防通所介護相当サービス（3割負担用）
- 3 A 7 介護予防通所介護相当サービス（4割負担用）
- 4 A 7 通所型サービス A

※令和 6 年度より市の事業名称が変更となっています。

国	令和 6 年度～	～令和 5 年度
訪問型サービス（独自）	介護予防訪問介護相当サービス	訪問型サービス（独自）
訪問型サービス（独自・定率）	訪問型サービス A	訪問自立支援強化型サービス
通所型サービス（独自）	介護予防通所介護相当サービス	通所型サービス（独自）
通所型サービス（独自・定率）	通所型サービス A	通所自立支援強化型サービス

※ A 3、A 7 のコードについては、割合（％）の加算を含める場合は、別途組合せのコード及び単価を作成しますので、事前に由布市高齢者支援課までお知らせください。

別表第 1－1（第 6 条関係）

由布市介護予防・日常生活支援事業費単位数表 介護予防訪問介護相当サービス

A2 介護予防訪問介護相当サービス サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称		算定項目	合成単位数	算定単位		
種類	項目							
A2	1111	訪問型サービス 1 1	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 事業対象者・要支援 1・2 (週1回程度)	1176	1 月につき		
A2	2111	訪問型サービス 1 1 日割		1,176単位	39	1 日につき		
A2	1211	訪問型サービス 1 2		(2) 事業対象者・要支援 1・2 (週2回程度)	2349	1 月につき		
A2	2211	訪問型サービス 1 2 日割		2,349単位	77	1 日につき		
A2	1321	訪問型サービス 1 3		(3) 事業対象者・要支援 2 (週2回を超える程度)	3727	1 月につき		
A2	2321	訪問型サービス 1 3 日割		3,722単位	123	1 日につき		
A2	2411	訪問型サービス 2 1	ロ 1 月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合		287	1 回につき	
A2	2511	訪問型サービス 2 2		(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所用時間 2 0 分以上 4 5 分未満の場合	179		
A2	2621	訪問型サービス 2 3			(二) 所用時間 4 5 分以上の場合	220		
A2	1411	訪問型短時間サービス		(3) 短時間の身体介護が中心である場合	163			
A2	C211	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算 1 1	高齢者虐待防止未実施減算	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 事業対象者・要支援 1・2 (週1回程度)	所定単位数の1%減算	-12	1 月につき
A2	C220	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算 1 1 日割			所定単位数の1%減算	-1	1 日につき	
A2	C212	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算 1 2			(2) 事業対象者・要支援 1・2 (週2回程度)	所定単位数の1%減算	-23	1 月につき
A2	C213	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算 1 2 日割		所定単位数の1%減算		-1	1 日につき	
A2	C214	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算 1 3		(3) 事業対象者・要支援 2 (週2回を超える程度)		所定単位数の1%減算	-37	1 月につき
A2	C215	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算 1 3 日割			所定単位数の1%減算	-1	1 日につき	
A2	C216	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算 2 1	ロ 1 月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	所定単位数の1%減算	-3	1 回につき	
A2	C217	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算 2 2		(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所用時間 2 0 分以上 4 5 分未満の場合	-2		
A2	C218	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算 2 3			(二) 所用時間 4 5 分以上の場合	-2		
A2	C219	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算短時間		(3) 短時間の身体介護が中心である場合	所定単位数の1%減算	-2		
A2	6001	訪問型サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の10%減算		1 月につき	
A2	6003	訪問型サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の15%減算			
A2	6002	訪問型サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が 1 0 0 分の 9 0 以上の場合	所定単位数の12%減算			
A2	8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の15%加算			1 月につき	
A2	8001	訪問型サービス特別地域加算日割		所定単位数の15%加算			1 日につき	
A2	8002	訪問型サービス特別地域加算回数		所定単位数の15%加算			1 回につき	
A2	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%加算			1 月につき	
A2	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の10%加算			1 日につき	
A2	8102	訪問型サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の10%加算			1 回につき	
A2	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算			1 月につき	
A2	8111	訪問型サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の5%加算			1 日につき	
A2	8112	訪問型サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の5%加算			1 回につき	
A2	4001	訪問型サービス初回加算	ハ 初回加算	200単位加算		200		
A2	4003	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位加算		100		
A2	4002	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位加算		200		
A2	6102	訪問型サービス口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算	50単位加算 (1月につき、1月1回まで)		50		
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ) 所定単位数の245/1000 加算			1 月につき	
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ) 所定単位数の224/1000 加算				
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ) 所定単位数の182/1000 加算				
A2	6380	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算 (Ⅳ) 所定単位数の145/1000 加算				
A2	6381	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ 1		(5)介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) (一) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) (1) 所定単位数の221/1000加算				
A2	6382	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ 2		(二) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) (2) 所定単位数の208/1000加算				
A2	6383	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ 3		(三) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) (3) 所定単位数の200/1000加算				
A2	6384	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ 4		(四) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) (4) 所定単位数の187/1000加算				
A2	6385	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ 5		(五) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) (5) 所定単位数の184/1000加算				
A2	6386	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ 6		(六) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) (6) 所定単位数の163/1000加算				
A2	6387	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ 7		(七) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) (7) 所定単位数の163/1000加算				
A2	6388	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ 8		(八) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) (8) 所定単位数の158/1000加算				
A2	6389	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ 9		(九) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) (9) 所定単位数の142/1000加算				
A2	6390	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ 1 0		(十) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) (10) 所定単位数の139/1000加算				
A2	6391	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ 1 1		(十一) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) (11) 所定単位数の121/1000加算				
A2	6392	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ 1 2		(十二) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) (12) 所定単位数の118/1000加算				
A2	6393	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ 1 3		(十三) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) (13) 所定単位数の100/1000加算				
A2	6394	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ 1 4		(十四) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) (14) 所定単位数の76/1000加算				

由布市介護予防・日常生活支援事業費単位数表 介護予防訪問介護相当サービス

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		給付率	合成単位数	算定単位	
種類	項目							
A3	2001	訪問型サービスⅠ（制限）	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 事業対象者・要支援 1・2 (週1回程度)	70%	1176	1 月につき	
A3	2003	訪問型サービスⅠ日割（制限）		1,176単位	70%	39	1 日につき	
A3	2005	訪問型サービスⅡ（制限）		(2) 事業対象者・要支援 1・2 (週2回程度)	70%	2349	1 月につき	
A3	2007	訪問型サービスⅡ日割（制限）		2,349単位	70%	77	1 日につき	
A3	2009	訪問型サービスⅢ（制限）		(3) 事業対象者・要支援 2 (週2回を超える程度)	70%	3727	1 月につき	
A3	2011	訪問型サービスⅢ日割（制限）		3,722単位	70%	123	1 日につき	
A3	2013	訪問型サービスⅣ（制限）	ロ 1 月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合		70%	287	1 回につき
A3	2015	訪問型サービスⅤ（制限）		(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所用時間 2 0 分以上 4 5 分未満の場合	70%	179	
A3	2017	訪問型サービスⅥ（制限）			(二) 所用時間 4 5 分以上の場合	70%	220	
A3	2019	訪問型短時間サービス（制限）		(3) 短時間の身体介護が中心である場合	70%	163		
A3	2109	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算 1 1（制限）	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 事業対象者・要支援 1・2 (週1回程度)	所定単位数の1%減算	70%	-12	1 月につき
A3	2110	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算 1 1 日割（制限）			所定単位数の1%減算	70%	-1	1 日につき
A3	2111	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算 1 2（制限）		(2) 事業対象者・要支援 1・2 (週2回程度)	所定単位数の1%減算	70%	-23	1 月につき
A3	2112	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算 1 2 日割（制限）			所定単位数の1%減算	70%	-1	1 日につき
A3	2113	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算 1 3（制限）		(3) 事業対象者・要支援 2 (週2回を超える程度)	所定単位数の1%減算	70%	-37	1 月につき
A3	2114	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算 1 3 日割（制限）			所定単位数の1%減算	70%	-1	1 日につき
A3	2115	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算 2 1（制限）	ロ 1 月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	所定単位数の1%減算	70%	-3	1 回につき
A3	2116	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算 2 2（制限）		(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所用時間 2 0 分以上 4 5 分未満の場合	70%	-2	
A3	2117	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算 2 3（制限）			(二) 所用時間 4 5 分以上の場合	70%	-2	
A3	2118	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算短時間（制限）		(3) 短時間の身体介護が中心である場合	所定単位数の1%減算	70%	-2	
A3	㊦-1	訪問型サービス同一建物減算1（制限）	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者の割合が 1 0 0 分の 9 0 以上の場合	所定単位数の10%減算	70%	1 月につき	
A3	㊦-2	訪問型サービス同一建物減算2（制限）		事業所と同一建物の利用者の割合が 50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の15%減算	70%		
A3	㊦-3	訪問型サービス同一建物減算3（制限）		同一の建物等に居住する利用者の割合が 1 0 0 分の 9 0 以上の場合	所定単位数の12%減算	70%		
A3	㊦-4	訪問型サービス特別地域加算（制限）		所定単位数の15%加算	70%		1 月につき	
A3	㊦-5	訪問型サービス特別地域加算日割（制限）		所定単位数の15%加算	70%		1 日につき	
A3	㊦-6	訪問型サービス特別地域加算回数（制限）		所定単位数の15%加算	70%		1 回につき	
A3	㊦-7	訪問型サービス小規模事業所加算（制限）	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%加算	70%		1 月につき	
A3	㊦-8	訪問型サービス小規模事業所加算日割（制限）		所定単位数の10%加算	70%		1 日につき	
A3	㊦-9	訪問型サービス小規模事業所加算回数（制限）		所定単位数の10%加算	70%		1 回につき	
A3	㊦-10	訪問型サービス中山間地域等提供加算（制限）	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算	70%		1 月につき	
A3	㊦-11	訪問型サービス中山間地域等加算日割（制限）		所定単位数の5%加算	70%		1 日につき	
A3	㊦-12	訪問型サービス中山間地域等加算回数（制限）		所定単位数の5%加算	70%		1 回につき	
A3	2030	訪問型サービス初回加算（制限）	ハ 初回加算	200単位加算	70%	200		
A3	2031	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ（制限）	ニ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算（Ⅰ）100単位加算	70%	100		
A3	2032	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ（制限）		(2) 生活機能向上連携加算（Ⅱ）200単位加算	70%	200		
A3	2203	訪問型サービス口腔連携強化加算（制限）	ホ 口腔連携強化加算	50単位加算（1 月につき、1 月 1 回まで）	70%	50		
A3	㊦-13	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ（制限）	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位数の245/1000 加算	70%	1 月につき		
A3	㊦-14	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ（制限）		(2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位数の224/1000 加算	70%			
A3	㊦-15	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ（制限）		(3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） 所定単位数の182/1000 加算	70%			
A3	㊦-16	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ（制限）		(4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） 所定単位数の145/1000 加算	70%			
A3	㊦-17	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ 1（制限）		(5) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）	(一) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(1) 所定単位数の221/1000加算		70%	

※①-1～①-30のコードは仮コードになります。必要なコードの組み合わせは事前に由布市高齢者支援課へ連絡しコードの確認を行ってください。

別表第1-3（第6条関係）

由布市介護予防・日常生活支援事業費単位数表 介護予防訪問介護相当サービス

A3 介護予防訪問介護相当サービス サービスコード表（4割負担用）

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	給付率	合成単位数	算定単位			
種類	項目								
A3	3001	訪問型サービスⅠ（制限）	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	60%	1176	1月につき		
A3	3003	訪問型サービスⅠ日割（制限）		1,176単位	60%	39	1日につき		
A3	3005	訪問型サービスⅡ（制限）		(2) 事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	60%	2349	1月につき		
A3	3007	訪問型サービスⅡ日割（制限）		2,349単位	60%	77	1日につき		
A3	3009	訪問型サービスⅢ（制限）		(3) 事業対象者・要支援2（週2回を超える程度）	60%	3727	1月につき		
A3	3011	訪問型サービスⅢ日割（制限）		3,722単位	60%	123	1日につき		
A3	3013	訪問型サービスⅣ（制限）	ロ 1 月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合	60%	287	1 回につき		
A3	3015	訪問型サービスⅤ（制限）		(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所用時間2 0分以上4 5分未満の場合	60%		179	
A3	3017	訪問型サービスⅥ（制限）			(二) 所用時間4 5分以上の場合	60%		220	
A3	3019	訪問型短時間サービス（制限）		(3) 短時間の身体介護が中心である場合	60%	163			
A3	3109	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算 1 1（制限）	高齢者虐待防止未実施減算	(1) 事業対象者・要支援1・2（週1回程度）	所定単位数の1%減算	60%	-12	1月につき	
A3	3110	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算 1 1日割（制限）			所定単位数の1%減算	60%	-1	1日につき	
A3	3111	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算 1 2（制限）		(2) 事業対象者・要支援1・2（週2回程度）	所定単位数の1%減算	60%	-23	1月につき	
A3	3112	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算 1 2日割（制限）			所定単位数の1%減算	60%	-1	1日につき	
A3	3113	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算 1 3（制限）		(3) 事業対象者・要支援2（週2回を超える程度）	所定単位数の1%減算	60%	-37	1月につき	
A3	3114	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算 1 3日割（制限）			所定単位数の1%減算	60%	-1	1日につき	
A3	3115	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算 2 1（制限）		ロ 1 月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	所定単位数の1%減算	60%	-3	1 回につき
A3	3116	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算 2 2（制限）			(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所用時間2 0分以上4 5分未満の場合	60%	-2	
A3	3117	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算 2 3（制限）				(二) 所用時間4 5分以上の場合	60%	-2	
A3	3118	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算短時間（制限）			(3) 短時間の身体介護が中心である場合	所定単位数の1%減算	60%	-2	
A3	②-1	訪問型サービス同一建物減算1（制限）	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の10%減算	60%	1月につき		
A3	②-2	訪問型サービス同一建物減算2（制限）		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の15%減算	60%			
A3	②-3	訪問型サービス同一建物減算3（制限）		同一の建物等に居住する利用者の割合が1 0 0 分の 9 0 以上の場合	所定単位数の12%減算	60%			
A3	②-4	訪問型サービス特別地域加算（制限）	特別地域加算	所定単位数の15%加算	60%		1月につき		
A3	②-5	訪問型サービス特別地域加算日割（制限）		所定単位数の15%加算	60%		1日につき		
A3	②-6	訪問型サービス特別地域加算回数（制限）		所定単位数の15%加算	60%		1回につき		
A3	②-7	訪問型サービス小規模事業所加算（制限）		所定単位数の10%加算	60%		1月につき		
A3	②-8	訪問型サービス小規模事業所加算日割（制限）		所定単位数の10%加算	60%		1日につき		
A3	②-9	訪問型サービス小規模事業所加算回数（制限）		所定単位数の10%加算	60%		1回につき		
A3	②-10	訪問型サービス中山間地域等提供加算（制限）		所定単位数の5%加算	60%		1月につき		
A3	②-11	訪問型サービス中山間地域等加算日割（制限）		所定単位数の5%加算	60%		1日につき		
A3	②-12	訪問型サービス中山間地域等加算回数（制限）		所定単位数の5%加算	60%		1回につき		
A3	3030	訪問型サービス初回加算（制限）		ハ 初回加算	200単位加算	60%	200	1月につき	
A3	3031	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ（制限）	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位加算	60%	100			
A3	3032	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ（制限）		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位加算	60%	200			
A3	3203	訪問型サービス口腔連携強化加算（制限）	ホ 口腔連携強化加算	50単位加算（1月につき、1月1回まで）	60%	50			
A3	②-13	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ（制限）	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位数の245/1000 加算	60%	1月につき			
A3	②-14	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ（制限）		(2)介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位数の224/1000 加算	60%				
A3	②-15	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ（制限）		(3)介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） 所定単位数の182/1000 加算	60%				
A3	②-16	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ（制限）		(4)介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） 所定単位数の145/1000 加算	60%				
A3	②-17	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ1（制限）		(5)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）	(一) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ） (1) 所定単位数の221/1000加算		60%		
A3	②-18	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ2（制限）		(二) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ） (2) 所定単位数の208/1000加算	60%				
A3	②-19	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ3（制限）		(三) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ） (3) 所定単位数の200/1000加算	60%				
A3	②-20	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ4（制限）		(四) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ） (4) 所定単位数の187/1000加算	60%				
A3	②-21	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ5（制限）		(五) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ） (5) 所定単位数の184/1000加算	60%				
A3	②-22	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ6（制限）		(六) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ） (6) 所定単位数の163/1000加算	60%				
A3	②-23	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ7（制限）		(七) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ） (7) 所定単位数の163/1000加算	60%				
A3	②-24	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ8（制限）		(八) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ） (8) 所定単位数の158/1000加算	60%				
A3	②-25	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ9（制限）		(九) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ） (9) 所定単位数の142/1000加算	60%				
A3	②-26	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ10（制限）		(十) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ） (10) 所定単位数の139/1000加算	60%				
A3	②-27	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ11（制限）		(十一) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ） (11) 所定単位数の121/1000加算	60%				
A3	②-28	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ12（制限）		(十二) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ） (12) 所定単位数の118/1000加算	60%				
A3	②-29	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ13（制限）		(十三) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ） (13) 所定単位数の100/1000加算	60%				
A3	②-30	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ14（制限）		(十四) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ） (14) 所定単位数の76/1000加算	60%				

※②-1～②-30のコードは仮コードになります。必要なコードの組み合わせは事前に由布市高齢者支援課へ連絡しコードの確認を行ってください。

別表第1ー4（第6条関係）
由布市介護予防・日常生活支援事業費単位数表 訪問型サービスA

その① 1割負担の場合

サービスコード		サービス内容略称		算定項目			合成単位数	算定単位	
種類	項目								
A3	1010	1割 訪問型サービスA I	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1・2（週1回程度）		保険給付率 90%	941	1月につき	
A3	1050	1割 訪問型サービスA II		事業対象者・要支援1・2（週2回程度）		保険給付率 90%	1,879		
A3	1055	1割 訪問型サービスA III		事業対象者・要支援2（週2回を超える程度）		保険給付率 90%	2,981		
A3	1001	1割 訪問型サービスA IV 回数	ロ 1月当たりの回数を定める場合	（1）標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合		保険給付率 90%	230	1回につき	
A3	1002	1割 訪問型サービスA V 回数		（2）生活援助が中心である場合	（一）所用時間20分以上45分未満の場合		保険給付率 90%		143
A3	1009	1割 訪問型サービスA VI 回数			（二）所用時間45分以上の場合		保険給付率 90%		176
A3	1008	1割 訪問型短時間サービス		（3）短時間の身体介護が中心である場合		保険給付率 90%	130		
A3	1006	1割 訪問型サービスA初回加算	ハ 初回加算			保険給付率 90%	160	1月につき	
A3	1007	1割 訪問型サービスA生活機能向上加算	ニ 生活機能向上連携加算			保険給付率 90%	80		

その② 2割負担の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位
種類	項目							
A3	1060	2割 訪問型サービスA I	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1 ・ 2 （週 1 回程度）		保険給付率 8 0 %	941	1月につき
A3	1065	2割 訪問型サービスA II		事業対象者・要支援 1 ・ 2 （週 2 回程度）		保険給付率 8 0 %	1, 879	
A3	1070	2割 訪問型サービスA III		事業対象者・要支援 2 （週 2 回を超える程度）		保険給付率 8 0 %	2, 981	
A3	1011	2割 訪問型サービスA IV 回数	ロ 1 月当たりの回数を定める場合	（ 1 ）標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合		保険給付率 8 0 %	230	1 回につき
A3	1012	2割 訪問型サービスA V 回数		（ 2 ）生活援助が中心である場合	（一）所用時間 2 0 分以上 4 5 分未満の場合	保険給付率 8 0 %	143	
A3	1019	2割 訪問型サービスA VI 回数			（二）所用時間 4 5 分以上の場合	保険給付率 8 0 %	176	
A3	1018	2割 訪問型短時間サービス		（ 3 ）短時間の身体介護が中心である場合		保険給付率 8 0 %	130	
A3	1016	2割 訪問型サービスA初回加算	ハ 初回加算			保険給付率 8 0 %	160	1月につき
A3	1017	2割 訪問型サービスA生活機能向上加算	ニ 生活機能向上連携加算			保険給付率 8 0 %	80	

その③ 3割負担の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位	
種類	項目							
A3	1030	3割 訪問型サービスAⅠ	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1・2（週1回程度）		保険給付率 70%	941	1月につき
A3	1035	3割 訪問型サービスAⅡ		事業対象者・要支援1・2（週2回程度）		保険給付率 70%	1,879	
A3	1040	3割 訪問型サービスAⅢ		事業対象者・要支援2（週2回を超える程度）		保険給付率 70%	2,981	
A3	1021	3割 訪問型サービスAⅣ 回数	ロ 1月当たりの回数を定める場合	（1）標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合		保険給付率 70%	230	1回につき
A3	1022	3割 訪問型サービスAⅤ 回数		（2）生活援助が中心である場合	（一）所用時間20分以上45分未満の場合	保険給付率 70%	143	
A3	1029	3割 訪問型サービスAⅥ 回数			（二）所用時間45分以上の場合	保険給付率 70%	176	
A3	1028	3割 訪問型短時間サービス		（3）短時間の身体介護が中心である場合		保険給付率 70%	130	
A3	1026	3割 訪問型サービスA初回加算	ハ 初回加算			保険給付率 70%	160	1月につき
A3	1027	3割 訪問型サービスA生活機能向上加算	ニ 生活機能向上連携加算			保険給付率 70%	80	

その④ 4割負担の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位	
種類	項目							
A3	1031	4割 訪問型サービス A I	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1・2（週 1 回程度）		保険給付率 6 0 %	941	1 月につき
A3	1032	4割 訪問型サービス A II		事業対象者・要支援 1・2（週 2 回程度）		保険給付率 6 0 %	1, 879	
A3	1033	4割 訪問型サービス A III		事業対象者・要支援 2（週 2 回を超える程度）		保険給付率 6 0 %	2, 981	
A3	1034	4割 訪問型サービス A IV 回数	ロ 1 月当たりの回数を定める場合	（1）標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合		保険給付率 6 0 %	230	1 回につき
A3	1036	4割 訪問型サービス A V 回数		（2）生活援助が中心である場合	（一）所用時間 2 0 分以上 4 5 分未満の場合	保険給付率 6 0 %	143	
A3	1037	4割 訪問型サービス A VI 回数			（二）所用時間 4 5 分以上の場合	保険給付率 6 0 %	176	
A3	1041	4割 訪問型短時間サービス		（3）短時間の身体介護が中心である場合		保険給付率 6 0 %	130	
A3	1038	4割 訪問型サービス A 初回加算	ハ 初回加算			保険給付率 6 0 %	160	1 月につき
A3	1039	4割 訪問型サービス A 生活機能向上加算	ニ 生活機能向上連携加算			保険給付率 6 0 %	80	

別表第2-1（第6条関係）

由布市介護予防・日常生活支援事業費単位数表 介護予防通所介護相当サービス

A6 介護予防通所介護相当サービス サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位	
種類	項目							
A6	1111	通所型サービス1 1	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	1,798単位	1,798	1月につき	
A6	1112	通所型サービス1 1 日割			59単位	59	1日につき	
A6	1121	通所型サービス1 2		事業対象者・要支援 2	3,621単位	3,621	1月につき	
A6	1122	通所型サービス1 2 日割			119単位	119	1日につき	
A6	1113	通所型サービス2 1 回数	ロ 1 月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援 1 (月 1 回から 4 回まで)	436単位	436	1 回につき	
A6	1123	通所型サービス2 2 回数		事業対象者・要支援 2 (月 1 回から 8 回まで)	447単位	447		
A6	C 211	通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止未実施減算	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	-18	1月につき	
A6	C 212	通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算11日割				-1	1日につき	
A6	C 213	通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算12			事業対象者・要支援 2	-36	1月につき	
A6	C 214	通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算12日割				-1	1日につき	
A6	C 215	通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1 月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	-4	1 回につき		
A6	C 216	通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算22		事業対象者・要支援 2	-4			
A6	D 211	通所型サービス業務継続計画未実施減算11	業務継続計画未実施減算	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	-18	1月につき	
A6	D 212	通所型サービス業務継続計画未実施減算11日割				-1	1日につき	
A6	D 213	通所型サービス業務継続計画未実施減算12			事業対象者・要支援 2	-36	1月につき	
A6	D 214	通所型サービス業務継続計画未実施減算12日割				-1	1日につき	
A6	D 215	通所型サービス業務継続計画未実施減算21	ロ 1 月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	-4	1 回につき		
A6	D 216	通所型サービス業務継続計画未実施減算22		事業対象者・要支援 2	-4			
A6	6105	通所型サービス同一建物減算 1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス（独自）を行う場合	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1 376単位減算	-376	1月につき	
A6	6106	通所型サービス同一建物減算 2			事業対象者・要支援 2 752単位減算	-752		
A6	6207	通所型サービス同一建物減算 3		ロ 1 月当たりの回数を定める場合	94単位減算	-94	1回につき	
A6	5612	通所型サービス送迎減算	事業所が送迎を行わない場合	片道につき	47単位減算 (限度額：イ 1・376単位/イ 2・752単位) / 月	-47	片道につき	
A6	8110	通所型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5 %加算			1月につき	
A6	8111	通所型サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5 %加算			1日につき	
A6	8112	通所型サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の 5 %加算			1回につき	
A6	5010	通所型生活向上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算	100単位加算			100	1月につき
A6	6109	通所型サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算	240単位加算			240	
A6	6116	通所型サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算	50単位加算			50	
A6	5003	通所型サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算	200単位加算			200	
A6	5004	通所型サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算（Ⅰ）	150単位加算	150		
A6	5011	通所型サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2)口腔機能向上加算（Ⅱ）	160単位加算	160		
A6	6310	通所型サービス一體的サービスの提供加算	チ 一體的サービスの提供加算	480単位加算			480	
A6	6011	通所型サービス提供体制加算Ⅰ 1	リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	事業対象者・要支援 1 88単位加算	88	1月につき	
A6	6012	通所型サービス提供体制加算Ⅰ 2			事業対象者・要支援 2 176単位加算	176		
A6	6107	通所型サービス提供体制加算Ⅱ 1		(2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	事業対象者・要支援 1 72単位加算	72		
A6	6108	通所型サービス提供体制加算Ⅱ 2			事業対象者・要支援 2 144単位加算	144		
A6	6103	通所型サービス提供体制加算Ⅲ 1		(3) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	事業対象者・要支援 1 24単位加算	24		
A6	6104	通所型サービス提供体制加算Ⅲ 2			事業対象者・要支援 2 48単位加算	48		
A6	4001	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ス 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算（Ⅰ）（3月に1回を限度）	100単位加算	100		
A6	4002	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200単位加算	200		
A6	6200	通所型サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔栄養スクリーニング加算（Ⅰ）（6月に1回を限度）	20単位加算	20	1回につき	
A6	6201	通所型サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2)口腔栄養スクリーニング加算（Ⅱ）（6月に1回を限度）	5単位加算	5		
A6	6311	通所型サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護体制推進体制加算	40単位加算			40	1月につき
A6	6100	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の92/1000 加算			
A6	6110	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の90/1000 加算			
A6	6111	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の80/1000 加算			
A6	6380	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数の64/1000 加算			
A6	6381	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ1		(5) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）	(Ⅴ) 1	所定単位数の81/1000 加算		
A6	6382	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ2			(Ⅴ) 2	所定単位数の76/1000 加算		
A6	6383	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ3			(Ⅴ) 3	所定単位数の79/1000 加算		
A6	6384	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ4			(Ⅴ) 4	所定単位数の74/1000 加算		
A6	6385	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ5			(Ⅴ) 5	所定単位数の65/1000 加算		
A6	6386	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ6			(Ⅴ) 6	所定単位数の63/1000 加算		
A6	6387	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ7			(Ⅴ) 7	所定単位数の56/1000 加算		
A6	6388	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ8		(Ⅴ) 8	所定単位数の69/1000 加算			
A6	6389	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ9		(Ⅴ) 9	所定単位数の54/1000 加算			

A6	6390	通所型サービス処遇改善加算V10		(V) 1 0	所定単位数の45/1000 加算	
A6	6391	通所型サービス処遇改善加算V11		(V) 1 1	所定単位数の53/1000 加算	
A6	6392	通所型サービス処遇改善加算V12		(V) 1 2	所定単位数の43/1000 加算	
A6	6393	通所型サービス処遇改善加算V13		(V) 1 3	所定単位数の44/1000 加算	
A6	6394	通所型サービス処遇改善加算V14		(V) 1 4	所定単位数の33/1000 加算	

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位		
種類	項目								
A6	8001	通所型サービス１１・定超	イ １週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援１	1,798単位	定員超過の場合 ×70%	1,259	1月につき	
A6	8002	通所型サービス１１日割・定超			59単位			41	1日につき
A6	8011	通所型サービス１２・定超		事業対象者・要支援２	3,621単位			2,535	1月につき
A6	8012	通所型サービス１２日割・定超			119単位			83	1日につき
A6	8003	通所型サービス２１回数・定超	ロ １月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援１ (月１回から４回まで)	436単位			305	１回につき
A6	8013	通所型サービス２２回数・定超		事業対象者・要支援２ (月１回から８回まで)	447単位			313	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位
種類	項目							
A6	9001	通所型サービス 1 1・人欠	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援 1	1,798単位	看護・介護職員 が欠如の場合 ×70%	1,259	1月につき
A6	9002	通所型サービス 1 1日割・人欠			単位		41	1日につき
A6	9011	通所型サービス 1 2・人欠		事業対象者・要支援 2	3,621単位		2,535	1月につき
A6	9012	通所型サービス 1 2日割・人欠			単位		83	1日につき
A6	9003	通所型サービス 2 1回数・人欠	ロ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援 1 (月 1 回から 4 回まで)	436単位		305	1 回につき
A6	9013	通所型サービス 2 2 回数・人欠		事業対象者・要支援 2 (月 1 回から 8 回まで)	447単位		313	

別表第2-2（第6条関係）

由布市介護予防・日常生活支援事業費単位数表 介護予防通所介護相当サービス

A7 介護予防通所介護相当サービス サービスコード表（3割負担用）

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			給付率	合成単位数	算定単位	
種類	項目								
A7	2001	通所型サービス11（制限）	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	1,798単位	70%	1,798	1月につき	
A7	2002	通所型サービス11日割（制限）			59単位	70%	59	1日につき	
A7	2003	通所型サービス12（制限）		事業対象者・要支援 2	3,621単位	70%	3,621	1月につき	
A7	2004	通所型サービス12日割（制限）			119単位	70%	119	1日につき	
A7	2005	通所型サービス21回数（制限）	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援 1 （月1回から4回まで）		436単位	70%	436	
A7	2006	通所型サービス22回数（制限）		事業対象者・要支援 2 （月1回から8回まで）		447単位	70%	447	
A7	2113	通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算11（制限）	高齢者虐待防止未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1		70%	-18	1月につき
A7	2114	通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算11日割（制限）					70%	-1	1日につき
A7	2115	通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算12（制限）			事業対象者・要支援 2		70%	-36	1月につき
A7	2116	通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算12日割（制限）					70%	-1	1日につき
A7	2117	通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算21（制限）	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援 1		70%	-4	1回につき	
A7	2118	通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算22（制限）		事業対象者・要支援 2		70%	-4		
A7	2119	通所型サービス業務継続計画未実施減算11（制限）	業務継続計画未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1		70%	-18	1月につき
A7	2120	通所型サービス業務継続計画未実施減算11日割（制限）					70%	-1	1日につき
A7	2121	通所型サービス業務継続計画未実施減算12（制限）			事業対象者・要支援 2		70%	-36	1月につき
A7	2122	通所型サービス業務継続計画未実施減算12日割（制限）					70%	-1	1日につき
A7	2123	通所型サービス業務継続計画未実施減算21（制限）	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援 1		70%	-4	1回につき	
A7	2124	通所型サービス業務継続計画未実施減算22（制限）		事業対象者・要支援 2		70%	-4		
A7	2011	通所型サービス同一建物減算 1（制限）	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス（独自）を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	376単位減算	70%	-376	1月につき
A7	2012	通所型サービス同一建物減算 2（制限）			事業対象者・要支援 2	752単位減算	70%	-752	
A7	2125	通所型サービス同一建物減算 3（制限）		ロ 1月当たりの回数を定める場合		94単位減算	70%	-94	
A7	2128	通所型サービス送迎減算（制限）	事業所が送迎を行わない場合	片道につき （限度額：イ 1・376単位/イ 2・752単位）/月		47単位減算	70%	-47	片道につき
A7	③-1	通所型サービス中山間地域等提供加算（制限）	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5 %加算		70%		1月につき	
A7	③-2	通所型サービス中山間地域等加算日割（制限）		所定単位数の 5 %加算		70%		1日につき	
A7	③-3	通所型サービス中山間地域等加算回数（制限）		所定単位数の 5 %加算		70%		1回につき	
A7	2013	通所型生活上向グループ活動加算（制限）	ハ 生活機能向上グループ活動加算	100単位加算		70%	100	1月につき	
A7	2010	通所型サービス若年性認知症受入加算（制限）	ニ 若年性認知症利用者受入加算	240単位加算		70%	240		
A7	2015	通所型サービス栄養アセスメント加算（制限）	ホ 栄養アセスメント加算	50単位加算		70%	50		
A7	2100	通所型サービス栄養改善加算（制限）	ヘ 栄養改善加算	200単位加算		70%	200		
A7	2016	通所型サービス口腔機能向上加算Ⅰ（制限）	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算（Ⅰ）		150単位加算	70%	150	
A7	2101	通所型サービス口腔機能向上加算Ⅱ（制限）		(2)口腔機能向上加算（Ⅱ）		160単位加算	70%	160	
A7	2127	通所型サービス一体的サービスの提供加算（制限）	チ 一体的サービスの提供加算	480単位加算		70%	480		
A7	2102	通所型サービス提供体制加算Ⅰ 1（制限）	リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	事業対象者・要支援 1	88単位加算	70%	88	1月につき
A7	2103	通所型サービス提供体制加算Ⅰ 2（制限）		(1)サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	事業対象者・要支援 2	176単位加算	70%	176	
A7	2022	通所型サービス提供体制加算Ⅱ 1（制限）		(2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	事業対象者・要支援 1	72単位加算	70%	72	
A7	2023	通所型サービス提供体制加算Ⅱ 2（制限）		(2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	事業対象者・要支援 2	144単位加算	70%	144	
A7	2026	通所型サービス提供体制加算Ⅲ 1（制限）		(3) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	事業対象者・要支援 1	24単位加算	70%	24	
A7	2027	通所型サービス提供体制加算Ⅲ 2（制限）		(3) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	事業対象者・要支援 2	48単位加算	70%	48	
A7	2104	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ（制限）	ス 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算（Ⅰ）（3月に1回を限度）		100単位加算	70%	100	1月につき
A7	2028	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ（制限）		(2)生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200単位加算	70%	200		
A7	2105	通所型サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ（制限）	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔栄養スクリーニング加算（Ⅰ）（6月に1回を限度）		20単位加算	70%	20	1回につき
A7	2030	通所型サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ（制限）		(2)口腔栄養スクリーニング加算（Ⅱ）（6月に1回を限度）		5単位加算	70%	5	
A7	2106	通所型サービス科学的介護推進体制加算（制限）	ヲ 科学的介護体制推進体制加算	40単位加算		70%	40	1月につき	
A7	③-4	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ（制限）	ワ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）		所定単位数の92/1000 加算	70%		
A7	③-5	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ（制限）		(2)介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）		所定単位数の90/1000 加算	70%		
A7	③-6	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ（制限）		(3)介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）		所定単位数の80/1000 加算	70%		
A7	③-7	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ（制限）		(4)介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）		所定単位数の64/1000 加算	70%		
A7	③-8	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ 1（制限）		(5) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）	(Ⅴ) 1	所定単位数の81/1000 加算	70%		
A7	③-9	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ 2（制限）			(Ⅴ) 2	所定単位数の76/1000 加算	70%		
A7	③-10	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ 3（制限）			(Ⅴ) 3	所定単位数の79/1000 加算	70%		
A7	③-11	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ 4（制限）			(Ⅴ) 4	所定単位数の74/1000 加算	70%		
A7	③-12	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ 5（制限）			(Ⅴ) 5	所定単位数の65/1000 加算	70%		
A7	③-13	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ 6（制限）			(Ⅴ) 6	所定単位数の63/1000 加算	70%		
A7	③-14	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ 7（制限）			(Ⅴ) 7	所定単位数の56/1000 加算	70%		
A7	③-15	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ 8（制限）			(Ⅴ) 8	所定単位数の69/1000 加算	70%		

A7	③-16	通所型サービス処遇改善加算V9（制限）		(V) 9	所定単位数の54/1000 加算	70%	
A7	③-17	通所型サービス処遇改善加算V10（制限）		(V) 1 0	所定単位数の45/1000 加算	70%	
A7	③-18	通所型サービス処遇改善加算V11（制限）		(V) 1 1	所定単位数の53/1000 加算	70%	
A7	③-19	通所型サービス処遇改善加算V12（制限）		(V) 1 2	所定単位数の43/1000 加算	70%	
A7	③-20	通所型サービス処遇改善加算V13（制限）		(V) 1 3	所定単位数の44/1000 加算	70%	
A7	③-21	通所型サービス処遇改善加算V14（制限）		(V) 1 4	所定単位数の33/1000 加算	70%	

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				給付率	合成単位数	算定単位
種類	項目								
A7	4001	通所型サービス11・定超（制限）	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	1,798単位	定員超過の場合 ×70%	70%	1,259	1月につき
A7	4002	通所型サービス11日割・定超（制限）			59単位			41	1日につき
A7	4003	通所型サービス12・定超（制限）		事業対象者・要支援 2	3,621単位			2,535	1月につき
A7	4004	通所型サービス12日割・定超（制限）			119単位			83	1日につき
A7	4005	通所型サービス21回数・定超（制限）	ロ 1 月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援 1 （月 1 回から 4 回まで）	436単位			305	1 回につき
A7	4006	通所型サービス22回数・定超（制限）		事業対象者・要支援 2 （月 1 回から 8 回まで）	447単位		313		

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				給付率	合成単位数	算定単位
種類	項目								
A7	5001	通所型サービス11・人欠（制限）	イ 通所型サービス費 （独自）	事業対象者・要支援 1	1,798単位	看護・介護職員 が欠如の場合 ×70%	70%	1,259	1月につき
A7	5002	通所型サービス11日割・人欠（制限）			単位			41	1日につき
A7	5003	通所型サービス12・人欠（制限）			3,621単位			2,535	1月につき
A7	5004	通所型サービス12日割・人欠（制限）			単位			83	1日につき
A7	5005	通所型サービス21回数・人欠（制限）	ロ 通所型サービス費 （独自）	事業対象者・要支援 1 （月 1 回から 4 回まで）	436単位			305	1回につき
A7	5006	通所型サービス22回数・人欠（制限）		事業対象者・要支援 2 （月 1 回から 8 回まで）	447単位			313	

※③-1 ～③-2 1 のコードは仮コードになります。必要なコードの組み合わせは事前に由布市高齢者支援課へ連絡しコードの確認を行ってください。

別表第2-3（第6条関係）

由布市介護予防・日常生活支援事業費単位数表 介護予防通所介護相当サービス

A7 介護予防通所介護相当サービス サービスコード表（4割負担用）

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			給付率	合成単位数	算定単位	
種類	項目								
A7	3001	通所型サービス11（制限）	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	1,798単位	60%	1,798	1月につき	
A7	3002	通所型サービス11日割（制限）			59単位	60%	59	1日につき	
A7	3003	通所型サービス12（制限）		事業対象者・要支援 2	3,621単位	60%	3,621	1月につき	
A7	3004	通所型サービス12日割（制限）			119単位	60%	119	1日につき	
A7	3005	通所型サービス21回数（制限）	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援 1 （月1回から4回まで）		436単位	60%	436	
A7	3006	通所型サービス22回数（制限）		事業対象者・要支援 2 （月1回から8回まで）		447単位	60%	447	
A7	3113	通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算11（制限）	高齢者虐待防止未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1		60%	-18	1月につき
A7	3114	通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算11日割（制限）					60%	-1	1日につき
A7	3115	通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算12（制限）			事業対象者・要支援 2		60%	-36	1月につき
A7	3116	通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算12日割（制限）					60%	-1	1日につき
A7	3117	通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算21（制限）		ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援 1		60%	-4	1回につき
A7	3118	通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算22（制限）			事業対象者・要支援 2		60%	-4	
A7	3119	通所型サービス業務継続計画未実施減算11（制限）		イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1		60%	-18	1月につき
A7	3120	通所型サービス業務継続計画未実施減算11日割（制限）					60%	-1	1日につき
A7	3121	通所型サービス業務継続計画未実施減算12（制限）			事業対象者・要支援 2		60%	-36	1月につき
A7	3122	通所型サービス業務継続計画未実施減算12日割（制限）					60%	-1	1日につき
A7	3123	通所型サービス業務継続計画未実施減算21（制限）		ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援 1		60%	-4	1回につき
A7	3124	通所型サービス業務継続計画未実施減算22（制限）			事業対象者・要支援 2		60%	-4	
A7	3011	通所型サービス同一建物減算 1（制限）	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス（独自）を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	376単位減算	60%	-376	1月につき
A7	3012	通所型サービス同一建物減算 2（制限）			事業対象者・要支援 2	752単位減算	60%	-752	
A7	3125	通所型サービス同一建物減算 3（制限）		ロ 1月当たりの回数を定める場合		94単位減算	60%	-94	1回につき
A7	3128	通所型サービス送迎減算（制限）	事業所が送迎を行わない場合	片道につき （限度額：イ 1・376単位/イ 2・752単位）/月		47単位減算	60%	-47	片道につき
A7	④-1	通所型サービス中山間地域等提供加算（制限）	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5％加算			60%		1月につき
A7	④-2	通所型サービス中山間地域等加算日割（制限）		所定単位数の 5％加算			60%		1日につき
A7	④-3	通所型サービス中山間地域等加算回数（制限）		所定単位数の 5％加算			60%		1回につき
A7	3013	通所型生活上グループ活動加算（制限）	ハ 生活機能向上グループ活動加算	100単位加算		60%	100	1月につき	
A7	3010	通所型サービス若年性認知症受入加算（制限）	ニ 若年性認知症利用者受入加算	240単位加算		60%	240		
A7	3100	通所型サービス栄養アセスメント加算（制限）	ホ 栄養アセスメント加算	50単位加算		60%	50		
A7	3015	通所型サービス栄養改善加算（制限）	ヘ 栄養改善加算	200単位加算		60%	200		
A7	3016	通所型サービス口腔機能向上加算Ⅰ（制限）	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算（Ⅰ）		150単位加算	60%		150
A7	3101	通所型サービス口腔機能向上加算Ⅱ（制限）		(2)口腔機能向上加算（Ⅱ）		160単位加算	60%		160
A7	3127	通所型サービス一体的サービスの提供加算（制限）	チ 一体的サービスの提供加算	480単位加算		60%	480		
A7	3102	通所型サービス提供体制加算Ⅰ 1（制限）	リ サービス提供体制強化加算	(1)サービスの提供体制強化加算（Ⅰ）	事業対象者・要支援 1	88単位加算	60%		88
A7	3103	通所型サービス提供体制加算Ⅰ 2（制限）		(1)サービスの提供体制強化加算（Ⅰ）	事業対象者・要支援 2	176単位加算	60%		176
A7	3022	通所型サービス提供体制加算Ⅱ 1（制限）		(2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	事業対象者・要支援 1	72単位加算	60%		72
A7	3023	通所型サービス提供体制加算Ⅱ 2（制限）		(2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	事業対象者・要支援 2	144単位加算	60%		144
A7	3026	通所型サービス提供体制加算Ⅲ 1（制限）	ス 生活機能向上連携加算	(3) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	事業対象者・要支援 1	24単位加算	60%		24
A7	3027	通所型サービス提供体制加算Ⅲ 2（制限）		(3) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	事業対象者・要支援 2	48単位加算	60%		48
A7	3104	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ（制限）		(1)生活機能向上連携加算（Ⅰ）（3月に1回を限度）		100単位加算	60%		100
A7	3028	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ（制限）		(2)生活機能向上連携加算（Ⅱ）		200単位加算	60%		200
A7	3105	通所型サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ（制限）	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔栄養スクリーニング加算（Ⅰ）（6月に1回を限度）		20単位加算	60%	20	1回につき
A7	3030	通所型サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ（制限）		(2)口腔栄養スクリーニング加算（Ⅱ）（6月に1回を限度）		5単位加算	60%	5	
A7	3106	通所型サービス科学的介護推進体制加算（制限）	ヲ 科学的介護体制推進体制加算	40単位加算		60%	40	1月につき	
A7	④-4	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ（制限）	ワ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）		所定単位数の92/1000 加算	60%		
A7	④-5	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ（制限）		(2)介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）		所定単位数の90/1000 加算	60%		
A7	④-6	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ（制限）		(3)介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）		所定単位数の80/1000 加算	60%		
A7	④-7	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ（制限）		(4)介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）		所定単位数の64/1000 加算	60%		
A7	④-8	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ 1（制限）		(5) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）	(Ⅴ) 1	所定単位数の81/1000 加算	60%		
A7	④-9	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ 2（制限）			(Ⅴ) 2	所定単位数の76/1000 加算	60%		
A7	④-10	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ 3（制限）			(Ⅴ) 3	所定単位数の79/1000 加算	60%		
A7	④-11	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ 4（制限）			(Ⅴ) 4	所定単位数の74/1000 加算	60%		
A7	④-12	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ 5（制限）			(Ⅴ) 5	所定単位数の65/1000 加算	60%		
A7	④-13	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ 6（制限）			(Ⅴ) 6	所定単位数の63/1000 加算	60%		
A7	④-14	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ 7（制限）			(Ⅴ) 7	所定単位数の56/1000 加算	60%		
A7	④-15	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ 8（制限）			(Ⅴ) 8	所定単位数の69/1000 加算	60%		

A7	④-16	通所型サービス処遇改善加算V9（制限）		(V) 9	所定単位数の54/1000 加算	60%	
A7	④-17	通所型サービス処遇改善加算V10（制限）		(V) 1 0	所定単位数の45/1000 加算	60%	
A7	④-18	通所型サービス処遇改善加算V11（制限）		(V) 1 1	所定単位数の53/1000 加算	60%	
A7	④-19	通所型サービス処遇改善加算V12（制限）		(V) 1 2	所定単位数の43/1000 加算	60%	
A7	④-20	通所型サービス処遇改善加算V13（制限）		(V) 1 3	所定単位数の44/1000 加算	60%	
A7	④-21	通所型サービス処遇改善加算V14（制限）		(V) 1 4	所定単位数の33/1000 加算	60%	

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				給付率	合成単位数	算定単位
種類	項目								
A7	6001	通所型サービス11・定超（制限）	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	1.798単位	定員超過の場合 ×70%	60%	1,259	1月につき
A7	6002	通所型サービス11日割・定超（制限）		59単位	41			1日につき	
A7	6003	通所型サービス12・定超（制限）		事業対象者・要支援 2	3,621単位			2,535	1月につき
A7	6004	通所型サービス12日割・定超（制限）			119単位			83	1日につき
A7	6005	通所型サービス21回数・定超（制限）	ロ 1 月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援 1 （月 1 回から 4 回まで）	436単位			305	1 回につき
A7	6006	通所型サービス22回数・定超（制限）		事業対象者・要支援 2 （月 1 回から 8 回まで）	447単位			313	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				給付率	合成単位数	算定単位
種類	項目								
A7	7001	通所型サービス11・人欠（制限）	イ 通所型サービス費 （独自）	事業対象者・要支援 1	1.798単位	看護・介護職員 が欠如の場合 ×70%	60%	1,259	1月につき
A7	7002	通所型サービス11日割・人欠（制限）		単位	41			1日につき	
A7	7003	通所型サービス12・人欠（制限）		事業対象者・要支援 2	3,621単位			2,535	1月につき
A7	7004	通所型サービス12日割・人欠（制限）			単位			83	1日につき
A7	7005	通所型サービス21回数・人欠（制限）	ロ 通所型サービス費 （独自）	事業対象者・要支援 1 （月 1 回から 4 回まで）	436単位			305	1 回につき
A7	7006	通所型サービス22回数・人欠（制限）		事業対象者・要支援 2 （月 1 回から 8 回まで）	447単位			313	

※④-1～④-2 1 のコードは仮コードになります。必要なコードの組み合わせは事前に由布市高齢者支援課へ連絡しコードの確認を行ってください。

別表第 2－4（第 6 条関係）

由布市介護予防・日常生活支援事業費単位数表 通所型サービス A

その① 1 割負担の場合（保険給付率 9 0 %）

サービスコード		サービス内容略称		算定項目		合成単位数	算定単位
種類	項目						
A7	1005	1 割 通所型サービス A11（短時間）	イ 通所型サービス A	事業対象者・要支援 1・要支援 2（週 1 回程度） 1 回あたり 4 時間未満	保険給付率 9 0 %	863	1 月につき
A7	1003	1 割 通所型サービス A11（1 日）		事業対象者・要支援 1・要支援 2（週 1 回程度） 1 回あたり 4 時間以上	保険給付率 9 0 %	1,438	
A7	1004	1 割 通所型サービス A12		事業対象者・要支援 2（週 2 回程度） （旧サービス経過措置）	保険給付率 9 0 %	2,897	
A7	1006	1 割 通所型サービス A11（短時間）回数		事業対象者・要支援 1・要支援 2（週 1 回程度） 1 回あたり 4 時間未満 ※ 1 月の中で全部で 4 回まで	保険給付率 9 0 %	208	1 回につき
A7	1001	1 割 通所型サービス A11（1 日）回数		事業対象者・要支援 1・要支援 2（週 1 回程度） 1 回あたり 4 時間以上 ※ 1 月の中で全部で 4 回まで	保険給付率 9 0 %	349	
A7	1002	1 割 通所型サービス A12 回数		事業対象者・要支援 2 ※ 1 月の中で全部で 1 回から 8 回まで （旧サービス経過措置）	保険給付率 9 0 %	358	

その② 2 割負担の場合（保険給付率 8 0 %）

サービスコード		サービス内容略称		算定項目		合成単位数	算定単位
種類	項目						
A7	1015	2 割 通所型サービス A11（短時間）	イ 通所型サービス A	事業対象者・要支援 1・要支援 2（週 1 回程度） 1 回あたり 4 時間未満	保険給付率 8 0 %	863	1 月につき
A7	1012	2 割 通所型サービス A11（1 日）		事業対象者・要支援 1・要支援 2（週 1 回程度） 1 回あたり 4 時間以上	保険給付率 8 0 %	1,438	
A7	1013	2 割 通所型サービス A12		事業対象者・要支援 2（週 2 回程度） （旧サービス経過措置）	保険給付率 8 0 %	2,897	
A7	1016	2 割 通所型サービス A11（短時間）回数		事業対象者・要支援 1・要支援 2（週 1 回程度） 1 回あたり 4 時間未満 ※ 1 月の中で全部で 4 回まで	保険給付率 8 0 %	208	1 回につき
A7	1011	2 割 通所型サービス A11（1 日）回数		事業対象者・要支援 1・要支援 2（週 1 回程度） 1 回あたり 4 時間以上 ※ 1 月の中で全部で 4 回まで	保険給付率 8 0 %	349	
A7	1020	2 割 通所型サービス A12 回数		事業対象者・要支援 2 ※ 1 月の中で全部で 1 回から 8 回まで （旧サービス経過措置）	保険給付率 8 0 %	358	

その③ 3 割負担の場合（保険給付率 7 0 %）

サービスコード		サービス内容略称		算定項目		合成単位数	算定単位
種類	項目						
A7	1025	3 割 通所型サービス A11（短時間）	イ 通所型サービス A	事業対象者・要支援 1・要支援 2（週 1 回程度） 1 回あたり 4 時間未満	保険給付率 7 0 %	863	1 月につき
A7	1022	3 割 通所型サービス A11（1 日）		事業対象者・要支援 1・要支援 2（週 1 回程度） 1 回あたり 4 時間以上	保険給付率 7 0 %	1,438	
A7	1023	3 割 通所型サービス A12		事業対象者・要支援 2（週 2 回程度） （旧サービス経過措置）	保険給付率 7 0 %	2,897	
A7	1026	3 割 通所型サービス A11（短時間）回数		事業対象者・要支援 1・要支援 2（週 1 回程度） 1 回あたり 4 時間未満 ※ 1 月の中で全部で 4 回まで	保険給付率 7 0 %	208	1 回につき
A7	1021	3 割 通所型サービス A11（1 日）回数		事業対象者・要支援 1・要支援 2（週 1 回程度） 1 回あたり 4 時間以上 ※ 1 月の中で全部で 4 回まで	保険給付率 7 0 %	349	
A7	1030	3 割 通所型サービス A12 回数		事業対象者・要支援 2 ※ 1 月の中で全部で 5 回から 8 回まで （旧サービス経過措置）	保険給付率 7 0 %	358	

その④ 4 割負担の場合（保険給付率 6 0 %）

サービスコード		サービス内容略称		算定項目		合成単位数	算定単位
種類	項目						
A7	1035	4 割 通所型サービス A11（短時間）	イ 通所型サービス A	事業対象者・要支援 1・要支援 2（週 1 回程度） 1 回あたり 4 時間未満	保険給付率 6 0 %	863	1 月につき
A7	1031	4 割 通所型サービス A11（1 日）		事業対象者・要支援 1・要支援 2（週 1 回程度） 1 回あたり 4 時間以上	保険給付率 6 0 %	1,438	
A7	1032	4 割 通所型サービス A12		事業対象者・要支援 2（週 2 回程度） （旧サービス経過措置）	保険給付率 6 0 %	2,897	
A7	1036	4 割 通所型サービス A11（短時間）回数		事業対象者・要支援 1・要支援 2（週 1 回程度） 1 回あたり 4 時間未満 ※ 1 月の中で全部で 4 回まで	保険給付率 6 0 %	208	1 回につき
A7	1033	4 割 通所型サービス A11（1 日）回数		事業対象者・要支援 1・要支援 2（週 1 回程度） 1 回あたり 4 時間以上 ※ 1 月の中で全部で 4 回まで	保険給付率 6 0 %	349	
A7	1034	4 割 通所型サービス A12 回数		事業対象者・要支援 2 ※ 1 月の中で全部で 5 回から 8 回まで （旧サービス経過措置）	保険給付率 6 0 %	358	